

平成21年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします

▼問い合わせ 浄水場 ☎079(435)5005
水道グループ ☎079(435)2379

水道グループでは、お客様に安全で良質な水道水をお届けできるように、定期的に水質検査を実施しています。

検査の種類	検査地点	項目	項目数	頻度
毎日検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	消毒効果、色、濁り、異臭味	4	1日1回
毎月検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所	省略不可項目	9	月1回
全項目検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所	水質基準項目 水道水が蛇口で満たさなければ ならない項目	50	年1回
水質管理 目標設定 項目	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所	水質管理目標設定項目 水質基準項目とされていないもの の、水質管理上留意すべき項目	28	年1回

※検査地点は、宮西公園、浜田公園、二子北公園、駅西公園、播磨苑公園の給水栓5カ所と第3浄水場、谷田水源地です。

※検査は、兵庫県加古川健康福祉事務所と登録検査機関に委託しています。

水質検査計画の閲覧方法

水質検査計画の詳細は、播磨町ホームページ、くらしのガイド、生活・環境「下水道」の水質検査計画をご覧ください。

URL
http://www.town.harima.lg.jp/kurashi_seikatsuido

年金のはなし 退職(失業)による特例免除制度をご利用ください



厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、役場で国民年金第1号被保険者になるための手続きを行い、月額1万4千660円(平成21年度)の保険料を納めることとなります。

ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用されると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われることになっています。

① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年にカウントされます

② 老齢基礎年金の3分の1(平成21年度から3分の1を2分の1に引き上げるための法案が国会に提出されています)の年金額が保障されます

③ 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間にカウントされます

退職(失業)時の特例免除制度

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用することができます。この特例免除では、通常審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは認められないことがあります。※退職には自己都合退職も含まれます。

※この場合、保険料の全額が免除される全額免除のほか、申請者の意思によって、保険料の一部を納付する、4分の1免除、半額免除、または4分の3免除も選択できることになっていきます。

▼問い合わせ
○保険年金グループ
☎079(435)2581
○加古川社会保険事務所
☎079(427)4740

年金のことを詳しく知りたい方は、社会保険庁のホームページもご利用ください。
ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

手続き

特例免除の申請には、住民票のある役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出する必要があります。

▼手続きに必要なもの

① 年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの

② 認め印(本人が署名する場合は不要)

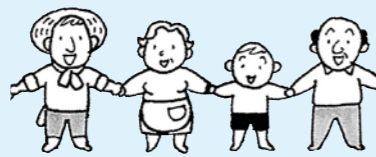
③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

なお、配偶者、世帯主が退職された場合もこの特例免除の対象となります。

申請書の記入方法など、免除制度の詳細については、保険年金グループ、または加古川社会保険事務所にお問い合わせください。

障がい福祉なんでも相談室

利用予約の電話番号が変更になりました
☎079(435)2361



障がい福祉なんでも相談室のご案内は、毎月の広報はりま「各種相談」のページに掲載しています。今月号は28ページです。ご参照ください。

4月号から紹介しています障がい福祉なんでも相談室。相談内容について例を挙げてご紹介します。

知的障がい者相談員の石井さんからの紹介です

「相談」というと堅いイメージがありませんか？ ちょっと行きにくいな、と思う方もいらっしゃると思いますが、生活の中で困ったことなど、気軽に話しに来て頂ければと思っています。

▼相談内容

●福祉サービスに関すること
Q. 自分の希望に合ったサービスは何だろう？
A. お話を伺いながら、希望に沿ったサービスを一緒に考えていきます

Q. 希望に合ったサービスを提供してくれる事業所はどこがあるのか
A. 活動内容や所在地・送迎の有無など、事業所の情報をお伝えし、ご希望に合ったところを考えます

Q. 何か所か事業所を見て利用を考えたいが、見に行くことはできるのか
A. 見学の日程などの調整をお手伝いします。おひとりでの見学や面談が心配に思われる場合は同行もします

Q. 利用のための手続きはどうしたらいいの？
A. サービス利用のための申請の仕方、事業者との契約についてご説明いたします

●その他
・届いた郵便物の内容が分からない。説明してほしい

・将来就職を考えているがどのように動けばいいか

・子どもの介護に疲れてきたのでどうしたらいいか

・パニックやこだわりで困っているのどう対応したらいいの？

・一人暮らしをしている兄弟を地域の支援者で支えてほしい

・生活費の管理に不安があるので助けてくれる制度はないか

・障害年金の申請の仕方について知りたい

・休日に参加できるイベントはないか

・親亡き後、判断能力に不安がある我が子のために後見制度について聞いてみたい

「障がい福祉なんでも相談」は、生活の中の小さな「どうしよう？」「から、サービスの利用、心配に思うことなど、皆さんから様々なお話を伺い、一緒に考えていく場です。子育てでの悩みや不安、生活の中での生きづらさをお持ちの方が「相談」を通して、安心して暮らせるようにお手伝いできればと思っています。「ちょっと話を聞いてほしい」「知的部門の相談員ってどんな人だろう」など、気軽に声を掛けていただければと思っています。

しあわせセンターに来ることが難しい場合には、ご自宅への訪問や電話での相談も行っていますのでご利用ください。お待ちしております。

行政相談所を開設します

5月18日(月)～24日(日)は春季行政相談強調週間です

行政相談は、役所や特殊法人の仕事に関する皆さまからの苦情やご意見などを受け付け、その解決を通じて行政運営の改善を図る制度です。

春季行政相談強調週間には、全国一斉に各種相談活動が実施され、播磨町においても下記の通り行政相談委員による行政相談所が開設されます。

相談は無料で、秘密は硬く守られますので、お気軽にご相談ください。

- ▶日時 5月18日(月) 午前9時30分～11時30分
- ▶場所 野添コミセン
- ▶問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356

●行政相談員氏名

- 西田 時雄氏
- 田中 剛氏
- ▶委嘱発令 平成21年4月1日
- ▶委嘱期間 平成21年4月1日～平成23年3月31日

無料特設人権相談所開設

5月3日(祝)の憲法記念日を中心に、5月1日(金)～7日(木)までは憲法週間です

憲法週間にちなんで「無料特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にお越しください。秘密厳守します。

- ▶日時 5月14日(木) 午後1時～3時
- ▶場所 福祉しあわせセンター
- ▶相談内容 いじめ問題、名誉、差別、家庭のもめごと、遺産相続、戸籍、不登校児問題など
- ▶相談員 人権擁護委員、神戸地方方法務局加古川支局職員

※常設人権相談所

- ▶日時 毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時15分
- ▶場所 神戸地方方法務局加古川支局 ☎079(424)3599